

協議会だより

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されました

二〇二四年六月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が成立しました。

学校・認可保育所や認定こども園・児童福祉施設などは義務対象（学校設置者等」といって）とされており、すべての事業者が法律で定める性暴力防止の取り組みの義務があります。一方、学童保育・認可外保育所・学習塾やスポーツクラブなどは認定対象（民間教育保育等事業者」といって）に位置づけられており、国の「認定」を受けた事業者が、法律で定める性暴力防止の取り組みを行います（認定申請は任意）。

性暴力防止の取り組みは、「安全確保措置」「情報管理措置」の二つがあげられます。事業者は、性犯罪前科の有無を確認する再犯対策はもちろなく、初犯対策・予防策を徹底し、「その者」によ

る児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、教育、保育等の業務に従事させないよう講じなければなりません。

二〇二六年二月二五日の施行期日に向けて「こども性暴力防止法施行ガイドライン」(以下、ガイドライン)が策定されています(こども家庭庁ホームページに掲載)。その構成はつぎのとおりです。

I. 目的・責務等 / II. 定義 / III. 対象事業・対象業務 / IV. 認定等 / V. 安全確保措置(早期把握、相談、調査、保護・支援、研修) / VI. 安全確保措置(犯罪事実確認) / VII. 安全確保措置(防止措置) / VIII. 情報管理措置 / IX. 監督等 / X. その他

* * *

VIにあげられた「犯罪事実確認」は、事業者が子どもと接する業務の従事者を雇用したり配置転換する際に、過去の性犯罪歴の確認を行うことで、「事業者からこども家庭庁に申請」した戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出した「こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会」「法務省からこども家庭庁に回答」「こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を公布」という流れで行われます。これらの手続きを要するこ

とからもわかるように、学童保育の場合、認定を受けた事業者は、指導員の採用・雇用に際して、大きな社会的責務が課されます。

【現職者の場合】

* 認定から一年以内に「犯罪事実確認」を行う。
* 一度確認を受けた者も五年ごとに再確認を行う。

* あらかじめ、従事者が、子どもに性暴力や不適切行為を行った場合に懲戒となることを就業規則に定めておく。

【新規採用や配置転換の場合】

* 内定・異動内示などを受けてから従事開始までに「犯罪事実確認」を行う。新設、学卒者の新規採用、退職による欠員を補う場合は計画的に行えるが、やむを得ず間にあわない場合は、「いとま特例」として、従事開始から三か月以内に確認を行う。ただし確認が済むまでは原則子どもと一対一にさせないなどの措置をとる。

* 内定者に性犯罪歴があることがわかった場合、内定取り消しなどの対応をとる。ただし、これが有効と認められるためには、採用選考を行う際に、性犯罪前科がないことを書面などで確認する、内定取り消しにな

る場合の条件をあらかじめ明示する必要がある(具体的には、「募集要項の採用条件や誓約書などに『性犯罪歴がないこと』」などを明記するとともに、確認する「内定通知書や就業規則などに内定取消事由や試用期間中の解約事由として『重要な経歴の詐称』を明記しておく」など)。

* * *

全国学童保育連絡協議会(全国連協)は、子どもへの性暴力を防止するには、子ども・大人共に「尊厳を守る」と「人権を尊重し、権利侵害を未然に防止すること」を大前提に考えることが大切と考えます。

そのためには、適切に対応し得る職員体制と、指導員が長期に安定して雇用されるなかで経験を蓄積し、専門的な知識と技能を高めていくことが必要です。しかし現状を見ると、処遇が低いため、離職者が多く、入れ替わりが激しいなどの課題を抱えた現場も少なくありません。

二〇二五年に「放課後児童支援員」の資格が創設された際には、五年間の経過措置の間に十分な人数の現任の指導員が「放課後児童支援員認定資格研修」を修了し、その後、就労を継続するようによって基準を満たすことが想定され

ていました。しかし、一部の市町村から「人手不足」「人材確保に苦慮」との声があがり、国は「従うべき基準の参酌化」「補助要綱上、有資格者とみなす」などを解消策として講じてきましたが、抜本的な解決にはいたりませんでした。こうした背景には、指導員という職責の重さの理解が不十分で、「誰でもいい」「問題があればやめさせればいい」「代わりはいる」という認識があったことは否めません。短期間の雇用をくり返すことを前提とした採用から大きく転換を図り、長期的観点で指導員を育成し、定着させていくことが必要です。

また、このたび策定されたガイドラインは、「子ども性暴力防止法」の対象となる施設・事業を網羅した内容となっており、ここであげられている不適切な行為は「身体接触を伴う行為」などについては、学童保育の事業内容、役割に即してあらためて考えてみたい事例も含まれています。ガイドラインには、「未就学児に対する膝に乗せる、おんぶする」といった行為は、業務として行い得るものである。「個々の児童等の発達段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得る」

という記述があります。

六歳から八歳という年齢は、スキンシップ、じゃれつき遊びなどが有効なコミュニケーションともなる段階です。子どもが大人に抱っこやおんぶをせがんだり、背中に身体をあずけることもあります。学童保育のなかには「身体的接触などを一切させないこと」を形式的に徹底しているところもありますが、子どもが感情を表出して受けとめてもらいたいと思ってもそれがかなわず、疎外感を抱くこともあります。保育内容の萎縮につながっている側面もあります。

学童保育では、一年生から六年生までの異なる年齢の子どもが多く時間を集団で過ごすことで、一人ひとりの心身の成長や発達、知識や言葉の習熟度も異なります。遊びや生活のなかで「自分自身を大切にすること」「他者を大切にすること」「自分らしく生きること(いやだ)」と言ったことも含めて「子どもたちに伝えていくことが大切です」。

全国連協は、この制度が学童保育全体のあり方に大きな影響をおよぼすことを意識して、この制度について学び、発信し、国や自治体に必要要望をしていきます。